|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 部長 | 課長 | 主幹 | 課長補佐 | 係長 | 課　員 | 作成者 |
|  |  |  |  |  |  |  |

* 第３回阿南市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会議事録
* 日　時　　平成２８年９月１６日（金）午後２時００分から
* 場　所　　６０２会議室　(阿南市役所本庁舎６階)
* 出席者　　阿南市産業部長　　　　　　　坂本　誠規

　　　　　阿南市市民部長　　　　　　　鈴江　省吾

　　　　　森林組合長　　　　　　　　　内藤　富士夫

　　　　　農業委員会長　　　　　　　　萩野　敏則　（代理）村崎　明汎

三村土地改良区理事長　　　　　武田　恒章

　　　㈱ガイアパワー代表取締役　　藤崎　耕治　（代理）陶久　晴岳

　　　地権者　代表者　　　　　　　石門　正弘

　　　阿南市産業経済委員長　　　　佐々木　志滿子

　　　阿南市産業経済副委員長　　　仁木　啓人

オブザーバー 徳島県農業基盤課　　　武市　俊之・山田　勝久

　　　　　　　南部総合県民局　　　　山本　真樹子

　　　　　　　徳島県農林水産政策課　湯浅　和弘

事務局　　　　農林水産課　　　　　　長田　浩一・松本　佳彦・大谷　高弘

* 次　第

1. 開会
2. 議事
3. 閉会

* 議事

(1) 阿南市農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気による農山漁村の活性化に関する基本計画（案）について

・ 事務局（阿南市農林水産課松本課長補佐）より説明

本協議会の事務局をしております、農林水産課の松本です。よろしくお願いします。

お手元の会議次第の後に、基本計画案をつけております。ご参照ください。

　まず、前回、第２回協議会において御指摘を頂きましたのは、計画案２頁の「整備を促進する区域」の写真説明でございます。

　全景写真と航空写真により当該地区を示しております。

　指摘により写真説明を付しております。

　また、３頁、「4.再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項」の中（一番下）に基金について記載しておりますが、協議結果のとおり「阿南市に基金を創設する」と記載致しております。

　以上、この２件を修正致しました。

　御審議よろしくお願い致します。

坂本

・ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この基本計画（案）につきまして、承認するということでよろしいでしょうか。

構成員

・異議なし。

坂本

・ありがとうございました。それでは、本日提案の基本計画（案）につきましては、承認ということになりました。次に、議事第２号その他でございますが、これにつきましては、設備整備計画（案）につきまして、ガイアパワーさんより説明お願いします。

陶久

・お世話になります。ガイアパワーの陶久と申します。今日は暑い中、現地の視察ありがとうございました。皆様、お手元にですね、１枚紙で配っていただいております、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容についてという１枚紙をお配りしてもらいました。それとですね、先ほどの基本計画の中にあります、ページ３ページも併せて見ていただけたらと思います。それとですね、先ほど現地でお配りした２枚の図面等もご参照いただきながら、お聴きください。設備整備計画としてはですね、基本計画の方でも議題に入れましたけども、長生第１太陽光発電所とですね、第２太陽光発電所という風にして、基本的には、電力への連携の関係上、当該敷地を２つの発電所に分けて、パネル工事をして、発電所は形式的には２つできるということになりますが、どちらもガイアパワーの所有の発電所として進めてまいります。第１発電所はですね、先ほどお配りした白黒の方のですね、図面の方なんですけど、左側が第１です。右側が第２です。左側というのが、真ん中に１本太い道路が走っていますけど、ある程度区分けが走っていますが、これから左側が第１発電所と考えています。右側を第２発電所として、左側はですね、パネルを約９，０００枚敷き詰めまして、パネルの容量で言いますと、２．４MＷの発電所になります。右側は、パネルを約６，８００枚敷き詰めまして、１．８MＷの発電所となる予定です。第１発電所、左側の発電所はですね、西側の近傍の電柱に連携をしていく予定です。第２発電所、右側の発電所に関しては、三倉川沿いにある電柱につないで連携していく予定です。今日は、設備整備計画の中の地域に資する取組のところに関して、説明させていただけたらと思います。そこで先ほど紹介した、お手元の資料を見ていただけたらと思います。１枚紙の方ですが、取組の内容といたしましては、ガイアパワーとしては、４つを検討しています。先ほどの現地の方で少し申し上げましたが、１．発電所北側にある川沿いに桜を植え景観を整備していきたい。と言う風に思っております。２．一部崩壊している護岸の三倉川の護岸の補修工事をさせていただきたい。３．崩壊している側溝の整備工事も併せておこないたい思います。これは、西側の部分に関してご意見をいただきましたけども、基本的には、外周を整備させていただきたいと思っております。あと、４．阿南市に基金を設立し、売電収入（税引後利益）の一部を毎年、この地域に資する基金として、積立をしていただきたい、と言う風に考えております。この４つをガイアパワーとしては、農山漁村の健全な発展に資する取組の内容として、あげさしていただきたい、と言う風に思っておりまして、これを設備整備計画の中に織り込むという方向で、設備整備計画を提出さしていただこうと計画しております。その次にですね、必要な資金及びその額、その取組をしていくための資金ですけど、１から３に関してはですね、発電設備の整備費に含めて我々が工事費用としてですね、含めて計画をさしてもらいます。４の基金に関しては、概ね税引後利益の７％程度を基金として積み立てていきたいと考えています。ここに関しては、また議論があると思います。この中でですね、配慮すべき事項としましては、護岸の補修工事というのを検討していますけども、これは河川をさわることになりますので、維持管理課で十分な協議をして、行政との合意のもとに足並みを揃えて整備をさしていただきたいという風に思っています。現在、事前の協議に関しては少し始めさせていただいている、という状態です。大きくは、以上が設備整備計画に盛り込んでいく内容となっております。ひとまずご意見をいただきたいと思います。

坂本

・ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見ご質問ございませんでしょうか。

村崎

・今説明あったけど、この護岸の補修工事、これはどういう手法でやっていくんですかね。法面だけをするように聞いとったんやけどな。

陶久

・補修の工事の仕方に関しては、皆様この協議会のご意見をいただきながら、最終的に決定したいという風に思っていますが、ひとまずは、石を金網で覆ったものをですねブロック状に護岸に並べていくというものを考えています。まず、なぜそれを提案したかと言いますと、１番自然環境に優しい水産生物に優しい施工方法かと言う風に思っているからです。

西岡

・今の質問に対してですけど、三倉川の橋がありますよね、あれから下流の方が大津田川で、これが県の管理になっとんですけど、今県が改修工事を行ってくれてます。県の補修のやり方がですね、布団かごを並べる方法です。コンクリートで固めるより、柔らかいエコな布団かごにしたほうがいいんじゃないかと言う風なことで、布団かごを置くということで計画を考えております。

仁木

・議事の内容からなんですけど、確認なんですが、今回このスケジュールとしてですね、着工してから、着工後のスケジュールであるとか、再エネ協議会のスケジュールとしたら、今日これが、いわいる設備整備計画（案）が今出て来とる状況なんですかね。それを持ち帰ってから次回審議をするという状況なんですかね。今の状況で、紙１枚で設備整備計画と言われましても。

事務局

・後から説明させていただこうと思っておったんですが、今基本計画が承認をいただきました。この後阿南市の方で、基本計画は当然阿南市の計画でありますので、公表をさして頂きます。それは、今の予定ではホームページで公表さして頂く予定になっておりますが、そして、阿南市が基本計画を公表した後に設備整備事業者が設備整備計画を提出すると、という流れになってきます。今、正式にはお預かりはしておりません。ただ、事前にこういう形で計画しています、というのはお預かりしておるんですが、と言うことで、実際の設備整備計画の協議の部分は、次回が主な形になってきます。後から説明させていただこうと思っとたんですが、お手元にこの資料の後に阿南市長生町における再エネ設備整備計画（案）に対する意見についてという照会文書、２枚物ですけど、付けさせていただきました。これは、今日大筋で、ダイジェスト版でガイアパワーさんにはご準備くださいと言う形で説明もうちの方もさせていただいておりましたので、それで、資する取組の部分がこのような形で計画しておるという内容なんですが、これについてですね、ご質問であるだとか、ご意見であるだとか、この今の第３回の会の中で出なかった分については、こういうところに注意してくださいよとか、こういう所もっと具体的に設備整備計画に記載してほしいとか、そういった部分をこういった意見として、出して頂いたら、これを当然事務局の方からガイアパワーさんの方に取りまとめたやつを出しますし、それぞれ構成員の皆さんには、構成員の皆さんから、こういった意見や質問が出てますよと、まとめてお渡しする。それと提出のあった設備整備計画を次回の第４回の協議会の日程が決まり次第、それの開催通知と併せてですね、配布をさせていただこうと思ってます。それで、第４回が開催するまでに設備整備計画、それから各構成員から出された意見、今日出る意見とか、そういった部分をちょっと考えてもらいながら、第４回の協議会に臨んでいただきたいと思っております。そんな流れで次回はそんな形で行こうと思っておりますので、よろしくお願いします。

仁木

・設備整備計画が、出ているという状況ではなくて、作るための意見徴収を今しているということでよろしいでしょうか。具体的に設備整備計画の素案が無い中で、どういう意見を出したらいいのか分からないのですが、次回設備整備計画が出てきて、出された意見と照らし合わせて、次回に組み合わせて、決めるということですかね。

事務局

・その辺りはですね、出てきた意見を当然ガイアさんの方にもお示しをしますし、その間でガイアパワーさんの方で、これは対応できるなという、実際ですね、この協議会では、内容を決めるというよりは、承認をする、という話になってきますので、その間いろいろ出てきた意見等に対応するためには、一回出された設備整備計画の差替えといった感じになると思います。差替えをしていただいて、それぞれここで承認を得られる状態までに、提出されている設備整備計画の差替えをしながら、と言うような流れになってくると思いますので、ですからその辺りがですね、意見を求めているのが一旦30日で締め切らせていただいておりますので、これが最終の意見ということではありませんが、ここにも書かせていただいていますが、あくまで次回の協議会のための意見徴収と言う形で出さしていただいています。ですから、仁木議員さんの方が言われているように、今のこの1枚ものではなかなか意見を出しにくい、というところもあると思いますし、設備整備計画で、いけばですね、今の1枚ものの中では益の中で7％の基金という数字的なところが表れてますが、実際現実にそれもですね、試算の部分が設備整備計画の中で出てくると思いますので、そういう風な現実的なところで、金額も出てこないと協議も難しいと思いますので、出てきた意見はある程度まとめてガイアさんにお渡しするんですが、そのタイミングで直せる部分は差替えをしてもらう形になるかもしれませんし、それぞれは、第4回の時にどのような形で、一旦受け取った形で協議を1回2回重ねて、最終これでいきますとなったところで、最終承認をいただくようになってくるか、今後検討していく形になるのですが、次回は、いずれにしても提出を受けた設備整備計画を、それでいけるのであれば承認をいただく形になるかもしれませんし、内容を加えてくれとなったら1回差し戻して、差替えをしてもらって再提出という形になるのかなと思っています。

仁木

・設備整備計画に載せるべき項目はどのようなものですか。それを教えてもらえれば、意見等言いやすいと思います。

事務局

・冒頭のところでもお話をさせてもらいましたが、こういう形でというので一応お示しをいただいています。それなんですが、大きくは、まずは発電設備の設備の内容、何キロワットであったり何メガワットといった形になると思うのですが、そういう風な太陽光の出力の発電所をします、面積はいくらです、全体でいくと計画では４．何ｈａといったところになるのですが、これは、第１発電所、第２発電所分けた形で記述をされる予定になっております。それとですね、発電設備の撤去、現状回復に関する事項がございまして、今計画しておるのは、20年間以上となるのですが、その後現状回復する為の費用を算出いただいております。それと資する取組ですね。それの具体的なところが付くようになっています。後、まだ提出はいただいていませんが、土地の明細の部分であったり、そのような部分も出るようになってます。正式に提出されますと、構成員の皆さんにお示しをさして頂きます。印刷物をお渡しするという形で、ご了解いただいたらと言う風に思います。

仁木

・今の項目以外の分も、それ以外の分もあると思いますので、申し上げておきますが、現地視察行かしてもらい、いろいろと説明していただいた中で、赤線青線の部分があると思います。今、想定では国有財産を借りるという想定のお話だったと思いますが、そこら辺の部分の設備整備計画の中に、後で揉めないように入れておくべきではないか、と言う意見が一点、この前の住民説明会の中でも、出席していました方は意見聞いているかと思いますが、ガイアパワーさんの方、事業者側が、そこの担当者を撤去するまでおいて、地元からの意見があった場合はそれに対応をすると言うようなことで、設備整備計画の中にも今回の部分で入れておくべきではないかと思いますので、皆さん方でご協議いただければと思います。

坂本

・ただいまのご意見につきまして、ガイアパワーさん何かございますでしょうか。

陶久

・ガイアパワーとしては、承知いたしました。一つは国有財産の借受けの協議の進展状況ですね、設備整備計画の中に盛り込むということですね。もう一つは、発電所を撤去するまでガイアパワーの中に発電所に関する担当者をおく、と言うことですね。ガイアパワーとしては、承りました。

坂本

・それでよろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

佐々木

・住民への全体的な住民への説明とか、そういうことなんですけど、町全体に呼びかけた説明しました。各家一人ずつこられて説明をし、木を切ることには承認を得たにもかかわらず、やっぱし別のこう意見というか、それを工事着工ととられる様な意見が出たということは、やっぱりこう新しい事業を地域の中で進めていって全体にきちんと、認識というんですかね、分かってもらうのが難しいというのがよく分かる例なんですけど、それで、今後、今日はこうやって大勢で現場視察しました、それで地元の人が今後その状況が分かっていくような、説明会のようなものは、今後どの様なスケジュールでいく予定なんですか。あるんでしょうか。

西岡

・ただいまの質問なんですが、７月の長生会全体の振興会の説明会と言うことで、特定郵便で全戸に通知を出してご案内をして40名ぐらいの方がおいでていただいて、その中でいろいろ、厳しい意見やご心配をされる意見も出ました。それはどういう意見があったかと言いますと、まずゴミはでないのか、というご意見等、それと水質は大丈夫ですか、という意見がございました。水質に関しましては、私どもが８月の９日にその水質を心配された中村さんという方、隣保館の館長さんら数名が関心がございましたので、その１番関心を持たれとる人に通知を出してですね、やりますと水質検査にも立ち会っていただいて、水質検査をした結果がですね、普通の川より綺麗なぐらいの川だったということで、これは納得していただいております。それから、そのときにいろいろ心配された方にも個別に訪問して、できるところはしております。もう１点のゴミの心配ですが、ゴミは私たちは５０㎝以上掘りませんし、ただ上に今日も見ていただいたら分かるんですが、あんまり砕石も必要ないかなという感じなんですけど、西側の方が低くなってます。そこには砕石を入れますし、それから流さないかんので、砕石を敷きますと、砕石をしいて、その上にコンクリートの基礎をして、しますので掘らない。と言う風なことなんでその時に説明して、ご理解はいただいたところです。ただ、継続して説明するということなんですけど、そういう意見があった方はそれから何回か会社の方に来られまして、３回ほど説明会をいたしております。この後するかどうかというのは、まだないのですが、そういう心配される方がいましたら、行って個別的に説明するといったことで、今は対応しております。

佐々木

・ということは、心配の声があったのは一部の人からで、木を切っとることが着工しとんでないかと言うて誤解をした人も含めて、説明は全部、声があった人にはしていると、今後もしそういう声があった場合は、そのガイアパワーが設けた窓口に問い合わすんですか。市を通じて問い合わすんですか。それは地域の役員さんのとこに声が届くんですかね。だいたいどんな形で声が届くんですかね。それの対応のルートみたいな物はできているんですか。

西岡

・それはですね、ケースバイケースによって、私どもに直接来られる方もおいでになりましたし、何月何日に行きますからということで、こういうこと質問したいということで、それから質問状のようなものを頂いたりして、それに対してお答えするということが１点。それともう１点が、この会の世話をしていただいている事務局の方に直接、淡水業者の方とか、外来植物が、種子が流れて桑野川に害を及ぼさんかとか、おっしゃる方もおいでになりましたので、私も保険所行って、こういうことがありますけど、これに対してはどうなんですか、ということで聞いております。ただそれがどういう害を及ぼすかというのがはっきりせな、誰がいよるか分からないと、対応もしづらい、というような県の保険所のご意見だったので、それには私もお名前とかその害をする外来生物、詳しくは植物ですけど、こちらで言えばセイタカワダチソウみたいな物があるのかな、ということを思いましたけど、それが、特定できないので現在に至っておるという状態なんですけど。お名前が分かれば対応はしております。8割がたは対応しておるつもりなんですが。

佐々木

・今後ほうゆう声が色んなところからあがったり、不安を感じる人がくるかなと思います、その時々にね。それでそうゆうを感じる人は、普通は市に来るなり、市議の役員さんに行くなりして意見のやり取りができれば１番いいんですが、そのやり取りがうまくできる様な仕組み言うんですかね、じゃあ疑問のある人はここに連絡してくださいね、というなんか分かりやすい、窓口はねガイアパワーさんにできるって聞きましたので、窓口の案内がうまく分かりやすくできる様にしてあげたら、安心感が強まると思いますのでよろしくお願いします。

仁木

・関連でいいですか。今の質問の中で思ったんですけど、再エネ協議会というのは、このメンバーでどこまで継続してされるのか、と言うのが、着工して撤去するまでなのか、着工してするまでなのか、設備整備計画を承認した段階で終わりなのか、どんな感じなんでしょうか。

事務局

・それから言えば、一旦このメンバーでという部分につきましては、設備整備計画の承認というところまでですね。改めて本日基本計画の承認をいただきましたが、それについてはあくまでも市が作る部分ですので、１番当初の時に説明させていただきましたが、たちまち基本計画の中に入れるべき案件が、今回の長生の部分しかなかったので、それしか入れてませんが、今後それに違うところで計画ができてきて、それをこの計画に入れるという場合になってきたら、また再度招集をするという形にはなるのですが、ただしそれは事務局の方で、構成員の皆さんにつきましては、例えば地元の関係者等が違ってくる様なこともあると思いますので、そういったところの人選等はこちらでさせてもらうのですが、このメンバーでという部分にしたら、今後出てくる設備整備計画の協議、審議という部分で終わりということになると思います。

仁木

・そうしたら設備整備計画を立てて我々、承認すると思うんですけど、議論した後にうまいこといったら承認なると思うのですが、設備整備計画が出ました、事業が開始されました、開発始めました、後に資する取組も事業計画に入っていますのでそのようにしていっていただいていました、何％支払っていただいていました、ところが資する取組が５年後とか１０年後に例えばできなくなりました、計画していたものから外れた場合、ここで計画を承認をしたらお約束だと思うのですけど、そうなった場合というのは何かペナルティがあるのか、というのが１点、どこが管理するのか、この再エネ協議会が管理するのではないのか、ということ、そこら辺についてどんな感じなのかと言うのを分かる範囲で教えていただきたい。事務局だけであれでしたら、農政局さんも来ていただいているのでそこら辺分かるのであれば教えていただければありがたいなと。

事務局

・実際はあくまでも再エネ法を活用して手続きをやっていっております。設備整備計画が県、国で承認という形になってきたら、みなし転用、転用の部分になりますが、阿南市で言えば農業委員会がやっておる農地法の関係で転用の部分が、みなし転用という形の標記をされていますが、それ以降は形上転用可ということになってくるのだろうと、そしたらその後の責任となってきたらですね、例えば事業者の方の責任になってくると、あくまでもこの法律を使ってしない場合であっても、転用して開発案件となってきましたら、当然その後は開発者の責任においてやるということになるのですが、委員さんがおっしゃられるようにこの分について、資する取組の分があるのでその辺りをどこまで、計画でいうと２０年と計画されていますので、この辺りをどこまでいくのかという部分が議論上出てくると思いますが、あくまでもここで決めてもらって、設備整備計画の承認をもらったら転用の部分までいくということをご理解いただくのと、もうひとつ、今の計画で言えば利益の中からいくらかが資する取組としての基金になるというところで、実際それは、今後地元の方を中心とした議論になってくると思いますが、それにしても当然基本計画を承認いただいた部分については、市の方、公的基金に貯めるようになってますが、例えばこれが毎年振興策として地元にいるかもしれませんし、１０年ちょっと基金として貯めていて、それでこういうような要件が出てきたので基金を取り崩してくれ、という形になってくるかその辺りは分かりませんが、いずれにしても、受け皿を地元で、例えば今ある長生振興会の方が受け皿になって地元の意見を集約してこの法律にあった活用、運用をいただける、という風な受け皿は地元の方で考えていただかないと、と思います。

仁木

・いずれにしても、基金等については、市側にこういう資する取組をして寄付をすると、基金の使用なり、運用関連というのは、行政側で取りまとめて、議会で承認いただいたらそれを予算化する、と言う形で間違いないですか。

事務局

・予算化する分はその形になります。当然公的な基金になりますので、いったんそれを解約するなり、使うなりするのにも、いったん一般会計に戻して予算化する必要がありますので、市議会を通さないといけない。市議会を通した形で予算化してという形になりますが、それまでの年度の要望を、例えば今年度は長生の水路を改修したいのでこれについては、太陽光発電の資する取組の中でやりたい、ですからこの要望をということで阿南市の当初予算で言えば、１０月中ぐらいまでには来年の予算の要望を集めるので、そのぐらいには地元の要望を集めてきて、この年度は基金の中から事業をやりたいと言うような要望を集めたりだとかの受け皿が必要になってくるので、予算化する部分は公的にしますが、実際にそれを受け皿となる部分に補助金として出すのか、工事費をそのまま支払うのか、いろいろ方法はあるかと思うのですが、基金の運営上の話で、基金の管理条例というのも市議会で審査しますが、条例も作って管理をしていく形になりますが、それが支出された後の使い道を含めた出入りの部分を地元の方の受け皿をなんらか考えていただくと思います。

仁木

・最後に、今後何かあった時なんですけど、今のご答弁の内容だったら、この許可して以降については、開発業者の方と地元の何かが起ころうとしたときは、この再エネ協議会を通じてにあっては、開発業者さんと当事者とですると言うようなことでよろしいでしょうか。

事務局

・その部分についてはそうですね。

農政局

・構いませんか。この基本計画の案の４ページなんですが、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する農山漁村の活性化に関する目標及び達成状況の評価ということで（２）に目標達成状況についての評価ということがあるので、実施状況を調査しているので目標が達成されない場合は、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。とあるので違いますかね。

事務局

・その通りです。あくまでも基本計画上市が、作成する中で定めた、今回承認いただきましたが、それから行けば、市が、この協議会ではなく市が毎年度実施状況については調査をする。ですから、例えば計画通りいってない、それとか予定通りいってないことについては、市の方で改善策についても、市の方から事業者の方に改善策を提案するといった形で、市が見張るという形ということですね。

仁木

・ありがとうございました。と言うことは、この基本計画を承認すれば基本計画に載っていることについて、できていない分については意見があった場合は市の方が事業者に対して計画不履行ですよということで、何らかの意見を言うということで、計画に載ってない分について、例えば雨音がやかましいとか、光がどうとか、ということについてはそうではないということですか。

事務局

・あくまでも基本計画に書いてある通りであってですね、例えば資する取組が計画通りなされてない、基金が計画通りになってないというのであれば、当然市がですね、

仁木

・それ以外の事故であるとか、説明会開催しろとか、話については市ではなくて、業者に直接お願いしますという

事務局

・そうですね。市の方が窓口になるのでも当然いい話ですが、市を通してという形になると思います。

陶久

・今の点構いませんか。６の（２）の評価ですけど、これの進捗の評価の導入目標４．２ＭＷができているかどうか、というところの評価、進捗ではないのですか。その４．２ＭＷの発電設備に関しては、建設をして発電をできる状況になれば、それは進捗も何も達成していると、発電設備が壊れるかどうかというのはありますが、これと設備整備計画の評価、実施状況の管理というのは同じではないのではないかと思ったのですがどうなんでしょうか。これは基本計画の進捗ではないのですか。どうですか。

事務局

・（２）の目標これについてということで、当然これには書かして頂いてます。この（１）の中身を見ると「発電の目標値は４．２ＭＷ以上とする。」これは数値的な目標でありますが、１行目から２行目にかけて「本市における地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う。」ということで、あくまでもこれが、４．２ＭＷを目標としてやられるので、それによったら当然収益も上がる、収益が上がったら資する取組を、例えば今でいえば基金で益の何パーセントとか、この部分で例えば川の改修工事をするとか、そういった部分のお話を頂いておりますので、そのあたりも含めての目標、そういった所について市の評価をさせていただくといったところです。ということでお願いします。

仁木

・最後に、地元と今後も、いい地権者さんだけではなく、いいお付き合いをガイアパワーさんができる様に、資する取組の中でこういったことができました、といった報告がいるかなと思います。それについては、会を毎年開催しろとは言いませんが、ホームページ上でこういったことできました、とか幾ら売り上げが出て寄付ができました、第１発電所第２発電所については前年度は幾らです、こういった公開をホームページ上若しくは市のホームページ上でもいいんですが、せっかく再エネ協議会というのが立ち上がって官民一体となってやっているのだから、そこについては、両方とも設備整備計画のその他でもいいので、そういった状況を公開する方がいいかなという意見です。

事務局

・当然この基本計画上の部分は市の方で作った基本計画でありますので、当然今も説明した通り評価の分もさせていただきながら、この法律上でこういうことになってますというのは、機会を見つけて公表の部分なんですが、例えば金額面、収益の部分はガイアパワーさんの方で、できる範囲になってくると思いますが、あくまでもこの基本計画、本日承認を頂きました基本計画の中でこの法律においてこの基本計画の中でこういったことになってますよというのは、公表をホームページでするか広報に載せるとかいろいろ方法あると思いますが、そのあたりは充分検討していきたいと思います。

佐々木

・住民周知とか窓口の分かりやすいというところで念押しなんですけど、仁木さんも言ったように住民への周知っていうところはやっぱりきちんとして欲しいんですね。私的には、承認するにあたってもそういう住民に対する姿勢というのが、私的には非常に大きな部分があります。それで、ホームページって言ってくれてたけど、これは１番分かりにくい方法なので、やっぱり地域のお年寄り、一家に一人来てもらっても家族にきちんと伝わらない、ということが実際にあるわけです。その状況考えたら、やっぱり紙ベースで各戸に何かを配るとか、その時にＱandＡのようなものを入れて地元の人からはこんな意見がありました、それに対してはこういう回答をしました、ご安心くださいと言うような、地域から上がったものと、それに対するきちんとした答えという物を入れたり、そこに分かりやすくこういうことはこの窓口ですよ、こういうことはこの窓口にいつでも行ってください、そういう姿勢の分かりやすいものを必要に応じて、きちんと載せてください。これは提案とかではなくて、それ自体がどうなのかというのを承認の前にもう１回お聞きしたい。

仁木

・思いとしてなんですが、太陽光、バイオマスだったら別だと思うのですが、バイオマスだったら人がおって、いわゆる担当者がおって作業をしているのでそちらの方で、いろんな話、状況を聞けると思うんですけど、太陽光と言うのは置いたら置きっぱなし、管理を毎日しているかというとそうじゃないと思うんです。そこに人が見えないので、地元の住民からしてみたらどのようなかっこでおるのか、というのが見えにくいと思うんです。だからそういった所を配慮していただきたいなと言うのが思いかなと。

佐々木

・今まで住民の方が、産廃の業者の不信感と長年の苦悩が積み重なっとんでないかと思うんです。でそういう所に新しく事業ができますよ、といってもそのかつてのいろんな思いのようなものがまだ積み重なった状態であるんではないかと、私自身は別のいろんな問題からね、この問題に対して、この住民の人らの不安感とかが消えて安心感につながる方法といって、太陽光発電がバイオマスみたいに人がついていない、ゴミの上に作るというようなことで、不安が出ていると思うので、その分だけ安心してもらえる方法というのを発言させていただきました。

山田

・もし設備整備計画通りになってない場合どうなるかというところなんですけど、そもそも市に設備整備計画を認定してくださいと申請があった時に国、県が、条件をつけて、するわけなんです。そしたら市が認定をするんです。その２点があって農地転用があったとみなします。ですので、設備整備計画を満たされてないと言うことは、農地法の許可が取れてない状態になっていますので、違反転用の状態になります。違反転用の状態になると、農業委員会ですとか、違反転用に対する措置、農地法に定められている措置をとると、国が定めるガイドラインがありまして、法律ではないのでこれが１００％かと言うと疑問はあるのですが、これが国の示している方針なので、ガイドラインの２０ページを見ていただいたら、違反転用になるので措置をとってくださいと書いてありますし、計画を作成した市町村は設備整備計画の実施状況について確認を行うと、それに従ってない場合は市町村はその理由を聞いて、この協議会の構成員の意見等活用して助言を行うと、そして確実にできるようにするということになりますので、そういった流れということです。

武田

・ガイアさんに１つお願いしておきたいのですが、イメージ図を見ますと、側溝がずっとあるのですが、記されていますね。この側溝でここの部分がＰと書いてあります。この間の側溝については、ちょうど私ども三村土地改良区の圃場整備事業に入っているわけです。この間がガイアさんの事業と土地改良区の事業がダブってくる。そして現在はここのＰのとこの青線については、ここのカーブまでは、側溝が従来もなかったし今回の整備事業で側溝をやってもらうのがありがたいことですが、今この間はかなり大きいＵ字溝が引かれています。そしてここを工事するとなれば、県の農村保全担当と協議していただきたいなと思います。おそらく圃場整備の方ではいらわないと思いますので、今まで圃場整備取り組んできているのですが、圃場整備でいらわなければいらわないで、今の排水を繋いでいただければそれで充分活用できますので、これはいらないと、もう一度現地をよく見てそれだけよく確認してください。

坂本

・その他にございませんでしょうか。

村崎

・先ほど仁木議員が言われた、着工が遅れたらどうなるのですか、と質問があったんやけど、これは事務局の方から、農業委員会が判断しますと回答あったんやけど、それはそうやけど、着工遅れたら農業委員が見に行って着工できてないと見たら、然るべき時に現状復帰です。前に戻すようになるんです。ただしそれ、今のところ誰が見てもＢ判定と言っているので、Ｂ判定に戻したらほったらかしじゃわな。そこらへんが難しいとこで、農業委員会でも意見いろいろ出てます。私としては、前の部会の時に判断したんやけど、農地でないということで、進んでいっているので、これはやっぱり前へ向いて進んでいかな仕方ないなと言う風に思っております。これが１点と、先ほど西岡さんが言われた水質検査。私もデータ持っていますが、非常に水はきれいです。ただし、水質検査と言えば、６項目が絶対入ってないといかんのですよ、それが入ってないんです。ＰＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ，ＤＯ、ＳＳ、ダフト、この中でＰＨ、これは大事と思うので東京でも問題になっていますが、高かったりしたら荒れる、ＰＨの濃度が検査に入ってない。それと、ＣＯＤ。これは、生ごみ等の汚れなんですが、こういう調査結果が入ってない。それと、亜硝酸。これはアンモニウムが酸化してできる、有害物質です。これは、０．５超えたら危ないと言うんですが、これが今のデータでは、０．３５です。危なくはないのですが、さっき言われた基準内以下なんですが、これ調べたのが市がしている調査の業者と一緒のとこなんでね、継続してやってほしい。市の方も春と秋と２回やっとるはずですね。それなので今やっとるこのデータも１回だけでなしに、例えば工事する前と工事しよるときにする、途中と後とかね、とか雨季とか乾季とか、してもらって、できたらそういう風に何回かに分けて調査してくれたら安心できると思うのですけどね。

西岡

・わかりました。まだ発表してませんけど、工事前と工事中と工事が済んで落ち着いた時にもう１回する予定なんです。

村崎

・工事中やいらんわ。始めと後だけでいいわ。のう石門。

佐々木

・普通工事中いることないけ。工事中いると思うじぇ。

村崎

・いらんいらんいらん。

佐々木

・そうかな。

村崎

・お前いっこも見よれへんのに何いよんな。わい地元ぞ。

佐々木

・地元の人それを心配しよると思たんやけどな。

村崎

・丘の上で工事しよるのにでるか、ほんなん。

佐々木

・ごみが溜まっとるのを抑えるので、下から出るんちゃうかという意見でないんけ。

村崎

・それは東京。長生は心配ない。小池みたいなこと言うな。データはすぐ出んのぞ。お前硬すぎるんじょ。仁木さんみたいに丸くなれ。行政はどない指導するん。

事務局

・長生の説明会でもその話でましたよね、水質調査をしてくれると、それによってガイアさんがやってくれてますが、工事中をするかしないかと言うことですか。

村崎

・ほんなんちゃうわ。それは佐々木さん言よるだけでな、わいは違うんじょ。先と後でいい。市でも２回しよるだけで。夏と冬と。青丸、黄色丸といれよるはずよ。

西岡

・すみません。今回検査した基準と言うのが、２８項目で、確かに亜硝酸は０．３５出たんですけど、厳しい方の基準で、人体に影響を及ぼすのが、１０㎎に対して０．３５なので、出とるのは出とるんですけど、微量ですよということで、

村崎

・ほなけん言よるのは、１回だけではなくて、何回かしてほしいと、結果も遅いし２回でいいんよ。ほうだろ。

佐々木

・普通はいらいよる時に、掘り返せへんじぇ、ほなけど普通はいらいよる時に計っといて問題ないですよ。と言うてあげて、終わっても更に今も問題ないですよ、と言うたげるんが安心につながると普通に思とったんですけどね。そういうもんやと私は思いよったんですけどね。

村崎

・言よることは、ようわかる。仁木さんどうぞ。２回でいいだろ。

仁木

・着工前を今しとるのであれば、着工後、完了後に実際どうだったのかということが必要なのかと、２回は必要だと、１回だけでなく

村崎

・工事やって１２ヶ月しかかからんのに、結果やって出るんに何ヶ月もかかるのに。佐々木さん。

佐々木

・いつの時点で計るかなんやけど、今工事しよるけんって計って、その汚水が染みて出てきよる、そんなすぐのもんではないと思うんよな、ほれもなわからんけどな、今計ったんが今の状態を計っとるけどな、当然途中とか後は計らんと意味ないでな、ほなけど私が言いたいんは、工事中だったって先で計るんか、いらいよるけども１番影響がありそうな時に計るんか、時期は難しいと思うけどな。

村崎

・工事中だったって、クラッシャー置くだけぞ。あとコンクリ置くだけぞ。ほんな時計ったって一緒で。お金がいるだけじょ。ちと考えたげ。

佐々木

・ほうやって言うてくれよったけん。

村崎

・ぐずぐず言うんが能ちゃうんぞ。

佐々木

・ほうけぇ。地元の人が必要がないって言うんだったらほんでいいんで。

仁木

・着工中にしたら、アルカリ性にはなるはずなんです。コンクリに石灰が入っているので、東京都の地下はＰＨがアルカリ性なって当たり前なんです。

佐々木

・ほなせんほうがええんけ。

仁木

・した後に影響が、有害な物が出よらんかと言うのを検査せんかったら、

村崎

・仁木さん、ほなけどそれは何年後かぞ。コンクリしたって、

佐々木

・時期の話はまあまあ、いいけん。私は地元の人と業者さんに任せて、地元の人が安心できるようにってだけで置いときますね。

村崎

・頼むで。

坂本

・それではですね、その他の項目について事務局からありますか。

事務局

・先ほどの議員さんの説明にさせていただいたので無いのですが、この時に一緒におつきをさせてもらってます、照会文章によりまして、今発言いただいた分については、当然議事録として次の時にもいかさせていただきますし、それ以外のところでお気づきの点等ございましたら、各構成員の皆さんからご意見を頂きたいので、提出をいただきたい。日付は今月末までを基準にさせていただいてますので、よろしくお願いします。以上です。

坂本

・他に何かございませんでしょうかね。

山田

・県の方で、農地転用の許可をする場合の見方、基準でもって、この設備整備計画を見て、再エネの担当の方から？？？？するんですけど、意見を聞いていただいているんですけど、私たちが出す意見って形式上の法律に則った書類揃っているかとか見る係という所があると思うので、それが出されるのが、９月３０日より後ということですか。

事務局

・そういうことですね。

農政局

・他の協議会でも出ていますので参考になればいいかと思います。災害が起こった時にどこに連絡したらいいのか、と言う質問が出た協議会がございました。その対応としましては、どこかに連絡先を書いておくだとか、そこの地域でやられていたのは、太陽光のパネルの下の草刈なんかを地元の人にお願いしているので、何かあった時はその方から連絡があるようにしているというのが１つ。それから住民の方からガイアパワーさんの方にあると思うのですが、そういった内容が、市役所なり協議会なりの情報共有された方がいいかなと、違う協議会でありました。それからこの後当然やられると思いますが、設置工事が始まるわけなんですけど、トラック等工事車両がどんどん通るわけなので、その通り道の話なんかを地元と協議をしてから決めたという風な地域もありました。居住地域は通らないとかいう風な取組を、取り決めをしたということもありましたので参考までにお伝えしておきます。

坂本

・ありがとうございました。それでは、本日予定しておりました議事が全て終了いたしました。長時間にわたりまして活発にご協議いただきまして、誠にありがとうございました。これを持ちまして第３回協議会を閉じることにします。本日はありがとうございました。